

令和8年度タイにおける観光営業代行業務委託 仕様書

1 件名

令和8年度タイにおける観光営業代行業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

3 事業の目的

人員面、経費面あるいは海外旅行会社とのコネクションが無いため、保有する観光コンテンツの海外営業が困難な福井県内の観光事業者（以下、「県内事業者」という。）に代わり、タイにおいて県内事業者の観光コンテンツを使用し、旅行商品を造成する現地旅行会社を選定するとともに、選定した現地旅行会社を対象とした営業活動および県内のファムトリップを実施することにより、本県の旅行商品造成、販売および本県への送客に結び付ける。

4 委託内容

(1) 営業地域の旅行会社への営業活動

- ア 本県が有する海外向け営業資料、助成金制度等を使用し、積極的に県内観光コンテンツを売り込むこと。その他、タイにおける営業で使用するため、必要に応じて営業ツール（SNSアカウントやセールスシート、ウェブページ等）の作成等を行うこと。
- イ 上記アの観光コンテンツのほか、タイからの訪日旅行客に好まれそうな県内観光コンテンツを活用すること。その場合、県内事業者に対しインバウンド客の受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、営業代行の対象とすることの了解を得ること。
- ウ 上記ア、イで選定した観光コンテンツを繋ぐなど、福井県内の宿泊を含むモデルプランを作成すること。
- エ 上記ア～ウを用いて、タイの旅行会社に営業を行い、旅行商品の造成および販売、催行を目指すこと。なお、営業を行う旅行会社の選定は受託事業者の責任において行うこと。
- オ タイの旅行会社からの観光コンテンツに関する問い合わせについて、速やかに対応を行うこと。
- カ 県が求める場合、本県が有する助成金制度の要綱、概要資料等をタイにおいて使用できるよう翻訳すること。
- キ 営業先の旅行会社に対し、福井県への旅行商品の造成、販売状況や送客実績等を調査し、県に報告すること。

(2) ファムトリップの実施

- ア タイの有力な旅行会社を招請し、県内観光素材のファムトリップを行うこと。
- イ 本県に適したターゲット（顧客、ツアーの種類等）を定義した上で、本県への送客に繋がる可能性が高い効果的な旅行会社を選定すること。選定した旅行会社の概要および選定理由も含めて提案すること。
- ウ タイからの訪日外国人旅行客の嗜好に加え、招請する旅行会社の意向及び顧客層についても十分に検討し、魅力的な行程案を提案すること。
- エ ファムトリップは県内宿泊3泊以上、招請するタイの旅行会社は4社以上を目安とし、県と協議の上、最終的な日程等を決定すること。
- オ 県が求める場合、ファムトリップの行程中において、招請した旅行会社に対し県内事業者が観光コンテンツのPRおよび名刺交換を行う時間を設けること。
- カ 上記ウに必要な会場、通訳の手配および参加する県内事業者の募集を行うこと。なお、県内事業者の募集方法等は、県と協議の上、決定すること。
- キ 招請するタイの旅行会社の移動手段、飲食、宿泊（1名1室利用を想定）を手配すること。
- ク その他、招請する旅行会社および視察先との連絡調整、有料道路および駐車場の利用料、視察先の入館料・体験料等、招請および県内視察に必要な一切の手配を行うこと。
- ケ ファムトリップの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- コ ファムトリップ中において、招請する旅行会社が快適に過ごせるよう、配慮すること。
- サ 招請するタイの旅行会社に対して、アンケートまたはその他の方法により、視察先の評価、旅行商品の造成見込み等をヒアリングすること。

(3) その他

契約期間中、1回から2回、県職員が現地を訪問し、営業活動に同行する可能性がある。この場合、営業の日時等を委託費の範囲内で調整すること。なお、移動はタクシー等を利用することとし、専用車の手配は不要である。

5 実績報告等

- (1) 毎月10日までに、前月の活動状況、営業先から福井県への送客見込みや旅行商品の催行状況、営業先による観光コンテンツに対する評価、ファムトリップの結果等をとりまとめ、月例報告書として提出すること。

- (2) 「4 委託内容（1）～（3）」の業務について、令和9年3月24日までに、実績報告書を提出すること。実績報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、実績報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度にその結果について報告を求める。その他、県が必要とする事項を実績報告書に記載すること。

6 目標値

- (1) 旅行会社に対する1月あたりの営業件数および年度営業件数をその営業手段とともに提案すること。
- (2) 送客数（人泊数）目標を設定の上、理由とともに提案すること。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

8 その他留意すること

- (1) 事業の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。